

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 26 年 8 月 1 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
 同 高 岡 香
 同 長 峯 徳 積
 同 古 沢 時 衛
 同 岩 本 一 夫

1 措置の対象となった監査の結果

平成 26 年 5 月 20 日（神奈川県公報号外第 33 号）監査委員公表第 8 号で公表した特定事務監査の結果で要改善事項が認められた 2 機関全て

2 監査の結果及び講じた措置の内容

機関名	監査の結果	措置の内容
環境農政局	<p>（要改善事項）</p> <p>循環型社会の推進に伴い、これまで廃棄しか想定しなかったような不用物品についても売却可能な事例が出ていることから、売却できた先行事例や売却に当たっての留意点を改めて庁内に周知することにより、各所属がフロンや鉛等の有害物質の規制に留意しつつ、財務規則が原則とする売払いを積極的に行えるよう改善する必要がある。</p>	<p>要改善事項については、神奈川県財務規則の規定に基づき売払手続を行うものは、売却時の留意点を改めて庁内に周知することとする。</p> <p>また、各所属において売却手続を行うに当たり、有害物質等の処理について疑義が生じた場合は、個別に相談に応じ、適正処理を前提とした循環的利用の取組みを推進することとする。</p>
会計局	<p>（要改善事項）</p> <p>1 備品から部品取りをする場合は、事前に不用決定の手続を行う必要があることについて、改めて周知を図り、適正な取扱いが徹底されるよう改善する必要がある。</p> <p>2 循環型社会の推進に伴い、これまで廃棄しか想定しなかったような不用物品についても売却可能な事例が出ていることから、売却できた先行事例や売却に当たっての留意点を改めて庁内に周知することにより、各所属がフロンや鉛等の有害物質の規制に留意しつつ、財務規則が原則とする売払いを積極的に行えるよう改善する必要がある。</p>	<p>要改善事項についての措置の状況は次のとおりである。</p> <p>1 備品からの部品取りについては、平成 26 年 4 月 1 日付け会指第 1 号会計局長通知「会計事務等の適正執行について(通知)」を発出することなどにより、不用決定の手続を行った後、物品取得調書により発生取得する処理を徹底するよう周知した。また、平成 26 年度会計事務検査において、当該処理の徹底を指導している。</p> <p>2 これまで廃棄しか想定しなかったような不用物品の売払いについては、先行事例を調査のうえ、売却に当たっての留意点を庁内に周知することとする。</p>